

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：大館桂工業株式会社
- 業者の住所：秋田県大館市御成町3－7－17
- 2 指名停止措置期間：令和7年9月19日から令和7年10月18日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の現場代理人らは、秋田県鹿角市の工事で脚立から転落する災害が発生したが、元請事業者の現場代理人と共謀し、虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。
- このことにより、令和7年4月21日、労働安全衛生法違反の疑いで検察庁へ送致され、同年6月24日、同社に対する罰金20万円、現場代理人らに対する罰金10万円の判決が確定したものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	